

利用にあたって

I 「経済センサスー活動調査」について

1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）により実施している。

3 調査日

平成24年2月1日現在

4 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

(2) 属性範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

II 「山口県の工業」について

1 集計の内容

(1)本書は、製造業について「工業統計調査」との時系列比較を可能とするために、「平成24年経済センサスー活動調査」（以下、「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、「平成24年経済センサスー活動調査（確報）（山口県分）」の製造業の集計結果とは異なっている。

(2)本書において、「平成23年」は活動調査、「平成22年（及び平成21年以前）」は工業統計調査の数値である。

集計結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、活動調査は平成23年1

年間、工業統計調査は調査年1年間の数値である。また、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計調査は調査年の12月31日現在の数値である。

- (3) 従業者及び付加価値額の項目は、工業統計調査の集計における定義に合わせた形で再集計したため、「平成24年経済センサスー活動調査（確報）（山口県分）」とは異なっている。

2 主な項目の説明

(1) 事業所数

事業所の合計である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

従業者の合計である。従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者の合計であり、臨時雇用者を含まない。

ア 個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。

イ 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいい、他の企業へ出向・派遣している者を除く。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは上記に準じて扱う

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

ウ 臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額

常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含んだ額である。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

ウ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

エ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費で、派遣、委託生産費などの外注費を除く。

オ 転売した商品の仕入額

実際に売り上げた転売品に対応する仕入額

(5) 製造品出荷額等

製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額、その他収入額（修理料収入等）の合計であり、内国消費税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税）を含んだ額である。

ア 製造品の出荷

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む。）を、その事業所から出荷した場合をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

(ア) 同一企業に属する他の事業所に引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、当年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他の収入額

修理料収入、転売収入、冷蔵保管料収入、自家発電の余剰電力の販売収入額等をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産

調査年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定

建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいう。

(8) リース契約による契約額及び支払額

ア リース契約額

新規に契約したリースのうち、1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

イ リース支払額

1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 工業用地

ア 敷地面積

調査日現在において事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備のある敷地と何らかの方法で区別できる場合は除外している。

イ 建築面積 ※活動調査では調査なし。

事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。

ウ 延べ建築面積 ※活動調査では調査なし。

事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

(10) 工業用水

ア 淡水

(ア) 水源別用水量

a 公共水道

県又は市町によって経営されている工業用水道又は上水道をいう。

- ・ 工業用水道：飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水
- ・ 上水道：一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水

b 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

c その他の淡水

「a 公共水道」、「b 井戸水」、「d 回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

d 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問わない。

(イ) 用途別用水量 ※活動調査では調査なし。

a ボイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいう。

b 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

c 製品処理用水及び洗じょう用水

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

d 冷却用水・温調用水

冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいい、温調用水は工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいう。

e その他

「a ボイラ用水」～「d 冷却用水・温調用水」以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

イ 海水

河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水及び海水をいう。

7 主な集計の算式

(1) 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 年末在庫額 (製造品 + 半製品・仕掛品) - 一年初在庫額 (製造品 + 半製品・仕掛品)

*1

*2

(2) 付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

*1 消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税 (地方道路税含む) の納付税額又は納付すべき税額の合計。

*2 推計消費税額は、平成13年調査から消費税額が調査項目から除かれたため、推計して算出した消費税額であり、算出に当たっては直接輸出分を除いている。

(3) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 (以下「出荷額等」という。) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

(4) 付加価値率 = $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(5) 原材料率 = $\frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(6) 現金給与率 = $\frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$

(7) 労働分配率 = $\frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$

(8) 1事業所当たり出荷額等 = $\frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$

(9) 1事業所当たり付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$

$$(10) \text{ 従業者 1 人あたり出荷額等} = \frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\left[\begin{array}{c} \text{年間月平均} \\ \text{常用労働者数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{個人事業主及び} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right]}$$

$$(11) \text{ 従業者 1 人あたり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\left[\begin{array}{c} \text{年間月平均} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{個人事業主及び} \\ \text{常用労働者数} \end{array} \right]}$$

$$(12) \text{ 常用労働者 1 人あたり現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{年間月平均常用労働者数}}$$

(13) 有形固定資産投資総額 = 土地の取得額 + 有形固定資産（土地を除く。）の取得額 + 建設仮勘定の年間増減額

(14) 在庫投資総額 = 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品 + 原材料・燃料） - 年初在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品 + 原材料・燃料）

(15) 在庫増減 = 年末在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品） - 年初在庫額（製造品 + 半製品・仕掛品）

8 記号

「-」… 皆無又は該当数値なし

「0」… 端数四捨五入のため単位未満（「0.0」についても同じ）

「△」… マイナスの数値

「X」… 事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、申告者の秘密保護のため秘匿した箇所ただし、3 以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表している。

なお、従業者数については、秘匿を解除することができる取扱いとなったため、平成 16 年の公表から秘匿を行っていない。

9 地域一覧表

地 域	各 地 域 の 範 囲
岩 国 地 域	岩国市、和木町
柳 井 地 域	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周 南 地 域	下松市、光市、周南市、田布施町
山 口 ・ 防 府 地 域	山口市、防府市
宇 部 ・ 小 野 田 地 域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下 関 地 域	下関市
長 門 地 域	長門市
萩 地 域	萩市、阿武町

10 産業中分類の略称及び産業分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、平成 20 年調査より工業統計用産業分類も改定した。主な内容は以下のとおり。

旧分類(19年調査まで)			新分類(20年調査以降)			
略 称	産業名称			略 称	産業名称	
09	食 料	食料品		09	食 料	食料品
10	飲 料	飲料・たばこ・飼料		10	飲 料	飲料・たばこ・飼料
11	織 維	繊維工業品	統合	11	織 維	繊維工業品
12	衣 服	衣服・その他の繊維製品		12	○ 木 材	木材・木製品
13	○ 木 材	木材・木製品		13	家 具	家具・装備品
14	家 具	家具・装備品	一部移設	14	○ バ ル プ	バルブ・紙・紙加工品
15	○ バ ル プ	バルブ・紙・紙加工品		15	印 刷	印刷・同関連品
16	印 刷	印刷・同関連品	一部移設	16	○ 化 学	化学工業製品
17	○ 化 学	化学工業製品		17	○ 石 油	石油製品・石炭製品
18	○ 石 油	石油製品・石炭製品		18	○ フ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品
19	○ フ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品	一部移設	19	○ ゴ ム	ゴム製品
20	○ ゴ ム	ゴム製品		20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮
21	皮 革	なめし革・同製品・毛皮	一部移設	21	○ 窯 業	窯業・土石製品
22	○ 窯 業	窯業・土石製品		22	○ 鉄 鋼	鉄鋼
23	○ 鉄 鋼	鉄鋼		23	○ 非 鉄	非鉄金属
24	○ 非 鉄	非鉄金属	分割	24	○ 金 属	金属製品
25	○ 金 属	金属製品		25	● は ん 用 機 械	はん用機械器具
26	● 機 械	一般機械器具	一部移設	26	● 生 産 用 機 械	生産用機械器具
27	● 電 気	電気機械器具		27	● 業 務 用 機 械	業務用機械器具
28	● 情 報 通 信	情報通信機械器具	一部移設	28	● 電 子 テ ー ハ イ ス	電子部品・デバイス・電子回路
29	● 電 子 テ ー ハ イ ス	電子部品・デバイス		29	● 電 気	電気機械器具
30	● 輸 送	輸送用機械器具	分割	30	● 情 報 通 信	情報通信機械器具
31	● 精 密	精密機械器具		31	● 輸 送	輸送用機械器具
32	● そ の 他 工 業	その他の製品	一部移設	32	● そ の 他 工 業	その他の製品

- (1) 産業、品目の番号が多く変わっている。
- (2) 「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、「繊維工業」を新設した。
- (3) 「一般機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の一部を再編（分割・統合）し、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用具製造業」を新設した。
- (4) 上記の再編（分割・統合）に伴って、「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」を廃止した。
- (5) 産業類型別については、○印は基礎素材型産業、●印は加工組立型産業、それ以外は、

生活関連・その他型産業（図中は「生活関連他」と表示）を示す。

11 その他

- (1) 調査日現在に休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については、集計から除外されている。
- (2) この集計表の数値のうち、百分率は小数第2位を、その他は単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計、増減額等が一致しないことがある。
- (3) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」を、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、製造品出荷額等における平成19年の数値の前年比等については、断層が生じている。
- (4) 本書は、総務省・経済産業省が平成24年2月1日現在で実施した活動調査の本県分を独自に集計したものであるため、総務省・経済産業省が公表する活動調査の数値と相違することがある。

○調査結果についての照会先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県総合企画部統計分析課商工労働統計班
電話 (083) 933-2654 (直通)